

| | | | | |
|--------------------|-----|--|------|--|
| 会議名 (審議会等名) | | 令和6年度第1回社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会 | | |
| 事務局 (担当課) | | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部障害者更生相談所 電話042-769-9807 (直通) | | |
| 開催日時 | | 令和6年6月3日(月)～令和6年6月12日(水) | | |
| 開催場所 | | 書面開催 | | |
| 出席者 | 委員 | 14人(別紙のとおり) | | |
| | その他 | | | |
| | 事務局 | | | |
| 公開の可否 | | <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可 | 傍聴者数 | |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | 相模原市情報公開条例第7条に該当する非公開情報に関して審議するため | | |
| 会議次第 | | <p>議 題</p> <p>(1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について</p> <p>(2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について</p> <p>(3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について</p> <p>(4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の各種変更について</p> <p>(5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の指定更新について</p> | | |

審 議 経 過

【審査部会の開催について】

本審査部会については、書類審査形式で実施した。各委員からの「書面表決書」をもって、議決に代えるものとする。

【審査部会の成立について】

審査部会委員14名中、書面表決書の提出者は14名。
有効数が過半数に達しているため、審査部会は成立とする。

【審査結果】

- (1) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の新規指定について
審査部会委員からの新規申請に対する意見・指摘事項はなし。
新規申請12件の指定については、「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」として「適」と認める。

- (2) 「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師」の異動申請について
異動申請のあった27名（うち、県内他市からの転入者4名）について報告を受けたもの。異動申請について特段問題はなし。

- (3) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の新規申請について
審査部会委員からの新規申請に対する意見・指摘事項はなし。
新規申請6件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

- (4) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の各種変更について
変更申請のあった34件について報告を受けたもの。変更申請について特段問題はなし。

- (5) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」の指定更新について
審査部会委員からの更新申請に対する意見・指摘事項はなし。
更新申請9件の指定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第59条第1項に基づく自立支援医療機関」として「適」と認める。

以 上

社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会

| 氏名 | 役職 | 出欠席 |
|--------|-----|-----|
| 梅澤 慎一 | 部会長 | 出席 |
| 鈴木 雅信 | 委員 | 出席 |
| 原田 克也 | 委員 | 出席 |
| 伊藤 淳 | 委員 | 出席 |
| 増田 公男 | 委員 | 出席 |
| 細田 のぞみ | 委員 | 出席 |
| 阿古 潤哉 | 委員 | 出席 |
| 井上 準人 | 委員 | 出席 |
| 櫻井 健治 | 委員 | 出席 |
| 黒山 信一 | 委員 | 出席 |
| 大草 洋 | 委員 | 出席 |
| 和田 達彦 | 委員 | 出席 |
| 土橋 健 | 委員 | 出席 |
| 土門 明哉 | 委員 | 出席 |